岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金交付要綱

（目的）

第１　岩手町のスポーツの振興を図る団体（以下「スポーツ関係団体」という。）の活動を支援するため、運営及び事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手町補助金交付規則（昭和 32 年岩手町規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付対象及び補助金額）

第２　第１に規定するスポーツ関係団体及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象団体等	補助額
一般財団法人岩手町体育協会	毎年度予算の範囲内で町長が定める額
岩手町学校体育連盟	
岩手町ホッケー協会	
その他町長が必要と認めるスポーツ関係団体	

（申請の取下げ期日）

第３　規則第７条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（前払金）

第４　補助金の前払　を請求しようとするときは、岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金前払請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（提出書類期日及び様式）

第５　規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第５関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第３条の規定による書類	・岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金交付申請書	第１号	２部	別に定める
	・事業計画書	第２号	２部	
	・収支予算書	第３号	２部	
規則第５条第１項第２号及び第３号の規定による書類	・岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第４号	２部	変更（中止、廃止）の生じた日から15日以内
	・事業計画書	第２号	２部	
	・収支予算書	第３号	２部	
規則第 12 条第１項の規定による書類	・岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金請求（精算）書	第５号	２部	別に定める
	・事業実績書	第２号	２部	
	・収支精算書	第３号	２部	